



2023年11月14日

各 位

会社名 株式会社 名古屋銀行
代表者名 取締役頭取 藤原 一 朗
(コード番号：8522 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 取締役経営企画部長 近藤 和
(TEL. 052-951-5911)

期限前償還条項付無担保社債（グリーンボンド）の発行に関するお知らせ

株式会社名古屋銀行（頭取 藤原 一朗）（以下、当行）は、第5回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（グリーンボンド）（以下、本社債）に関する訂正発行登録書を本日付で関東財務局長宛に提出いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本社債発行の目的

当行は社是「地域社会の繁栄に奉仕する」に基づき、地域のお客さまとともに SDGs の達成に向けて取組むため、2018年4月に「めいぎん SDGs 宣言」を制定し、金融事業を通じた持続的な地域経済の発展への貢献を目指しております。

SDGs 達成に向けた機運が社会全体として急速に高まっている中で、当行は2023年4月にスタートした第22次経営計画「未来創造業の真価の発揮」における2030年ビジョン「お客さまとともに成長する地域 No.1 金融グループ」の中でも、サステナビリティを戦略の柱のひとつとしております。環境問題や社会課題の解決に取り組まれているお客さまをご支援させていただくとともに、当行の SDGs に対する積極的な取組みについて更に幅広いステークホルダーの皆さまに認知していただくため、当行で2回目のグリーンボンドとなる本社債を発行することといたしました。

当行は地域金融機関としての責務を認識するとともに、今後も SDGs 達成に向けた取組みを更に強化し、持続可能な社会の実現に向けて貢献してまいります。

2. 本社債の概要

| | |
|------|--|
| 社債名称 | 株式会社名古屋銀行第5回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（グリーンボンド） |
| 発行総額 | 金 100 億円 |
| 発行年限 | 10 年（期限前償還条項付） |
| 発行時期 | 2023 年 12 月 |

| | |
|------|---|
| 資金使途 | <p>当行は、グリーンボンドの発行によって調達した資金を、以下の適格クライテリアを満たす新規及び既存の投融資案件（「グリーン適格投融資」）に充当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電事業向け設備投資（太陽光発電に要する土地の購入、太陽光パネル、パワーコンディショナー、発電モニター、蓄電池等の関連設備等の購入・設置、保守・管理にかかる投資を含む） |
| 主幹事 | S M B C 日興証券株式会社、野村証券株式会社、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式会社 |

当行は、本社債をグリーンボンドとして発行するために国際資本市場協会(ICMA)の「グリーンボンド原則(Green Bond Principles) 2018」*1及び環境省の「グリーンボンドガイドライン 2017年版」*2に即したグリーンボンドフレームワークを策定し、第三者評価としてSustainalytics社よりセカンドパーティオピニオン*3を取得しております。

当行のグリーンボンドフレームワークにかかる第三者評価の取得については、環境省の2019年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業*4の補助金交付対象となっております。

*1 「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行にかかるガイドライン

*2 「グリーンボンドガイドライン 2017年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドの国内でさらに普及させることを目的として、環境省が2017年3月に策定・公表したガイドライン

*3 オピニオンの詳細は、Sustainalytics社のホームページをご参照下さい。

<https://www.sustainalytics.com/sustainable-finance/wp-content/uploads/2019/11/Bank-of-Nagoya-Green-Bond-Second-Party-Opinion-12112019-JAPANESE.pdf>

*4 グリーンボンドを発行しようとする企業や地方公共団体等に、外部レビューの付与、グリーンボンドコンサルティング等の実施により支援を行う発行支援者に対して、その発行支援費用を補助する事業

以上

ご注意：この文書は、当行が上記の社債発行に関して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書並びに発行登録追補目論見書をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。